

## 救える命を救いたい～さならる救命率の向上を目指して～

救急救命士による『<sup>きかんそうかん</sup>気管挿管』と『処置拡大2行為』の救命処置が追加されます！

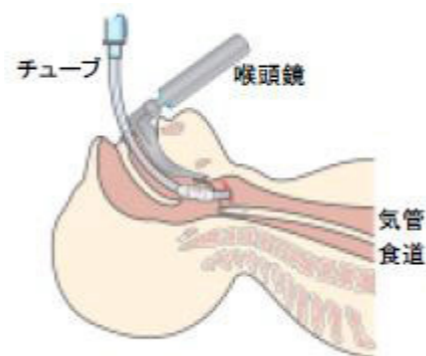
小清水分署では、救命率向上を図るため、救急救命士の処置拡大に努めているところですが、必要な講習と病院実習を終了した【救急救命士1名】が、北海道救急業務高度化協議会の認定を受け、救急現場で下記の処置が可能となりました。気管挿管認定救急救命士及び処置拡大2行為認定救急救命士による処置範囲の拡大を平成27年1月1日より運用開始します。今後も計画的に認定救急救命士の養成に努めていきます。



### ■気管挿管認定救急救命士による救命処置項目

#### ○気管挿管の実施

→傷病者の気管の中にチューブを挿入して確実な気道確保を図り、肺に直接酸素を送り込む処置のことで、救急現場では非常に有効な救命処置です。



△気管挿管のようす

### ■処置拡大2行為認定救急救命士による救命処置項目

#### ○血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施

→低血糖性の意識傷害の可能性のある人に対して血糖測定を行い、低血糖が確認された場合には、ブドウ糖溶液を投与します。

#### ○心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈確保の実施

→血圧が低下して、心臓が停止する危険性があるショック状態の人や、長時間にわたり狭い空間や機械等に身体が挟まれていた人に対して点滴を行います。



△ブドウ糖溶液



△血糖値測定器

### 救急隊の救急救命措置について、ご理解とご協力をお願いします。

小清水町においても、心肺停止・ショック状態・低血糖疑いの傷病者の方が数多く見受けられます。そのため、気管挿管・処置拡大2行為は、傷病者の方にとって多大な効果があると感じています。

しかし、救急救命処置を行うことより現場から搬送するまでの時間が遅延してしまう場合があります。また、病院へ搬送している途中の救急車内においてもAED（自動体外式除細動機）による処置や点滴処置を実施する際、必要に応じて救急車を停止させ処置を行うこともあります。

※自治会、職場、グループ等で救急講習を開催しませんか？

【お問い合わせ先】 斜里地区消防組合消防署小清水分署救急係 ☎ (62) 2851



設置はお済みですか？

## 住宅用火災警報器！！



あなたの住宅にも、平成21年6月1日から設置が義務となっています！

#### 【設置が義務化した背景】

近年、就寝中の火災による逃げ遅れが原因で亡くなるケースが増加しています。1970年代から住宅用火災警報器の設置義務化されているアメリカでは、火災による犠牲者が軽減されていることから、日本でも消防法が改正され、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。



#### ●設置する場所は？

- ①日常的に人が就寝する部屋
- ②階段のある階から下の階へ通じている階段  
(寝室が1階の場合は階段への設置義務はありません。)



#### ●煙式感知器



- ・煙を感知するタイプです。
- ・こちらの感知器が設置義務となっています。

#### ～すでに住宅用火災警報器を設置している方～

- ・ホコリが付くと火災が感知しにくくなります。最低年1回は乾いた布で拭き取りし、また、本体から下がっている引きひもを引く、あるいはボタンを押すなどにより、年1回は作動点検をしましょう。
- ・メーカーにより電池の寿命は、2年、5年、10年とさまざまですが、取扱説明書で確認してください。
- ・ピッ…ピッ…と音が鳴ったりランプが点滅したら、電池の交換時期がきていますので、それぞれの機器にあった電池と交換してください。



【お問い合わせ先】 斜里地区消防組合消防署小清水分署予防・危険物係 ☎ (62) 2851



## 平成27年 小清水消防団出初式の開催について

日時：平成27年1月5日（月）午前10時30分～  
場所：【式典】愛ホール（多目的研修集会施設）  
【分列行進】小清水市街4区～7区の間

サイレン吹鳴時間 ◎小清水地区：午前9時30分 ◎止別地区：午前9時 ◎浜小清水地区：午前9時  
※10時30分頃から小清水市街を分列行進しますので、どうぞご観覧ください。  
※当日は、止別地区と浜小清水地区の消防車が小清水地区に集合しますので、火気の取扱にはご注意ください。

【お問い合わせ先】 斜里地区消防組合消防署小清水分署庶務係 ☎ (62) 2851